しおざわ労働法務事務所

月刊　人事労務トピックス

発行者：しおざわ労働法務事務所
所在地：359-0038埼玉県所沢市北秋津708-84
イースト所沢ビル302
電　話：04-2992-5113　ＦＡＸ：050-3588-4582
メール：info@shiozawtoshiya.com

令和３年度の地域別最低賃金の改定状況（厚労省）

厚生労働省は８/30、令和３年度の地域別最低賃金の改定額と発効年月日を発表しました。

今年度の改定額の目安は全国一律28円と答申されていましたが、実際には28～32円の引き上げとなりました。

ご参考まで、首都圏１都７県の改定額と発効日は下記のとおりです。

・東京都　1,013円→1,041円（2021/10/1）
・埼玉県　928円→　956円（　〃　）
・神奈川県　1,012円→1,040円（　〃　）
・千葉県　925円→　953円（　〃　）
・茨城県　851円→　879円（　〃　）
・栃木県　854円→　882円（　〃　）
・群馬県　837円→　865円（2021/10/2）
・山梨県　838円→　866円（2021/10/1）

最低賃金の比較方法やルールについては、当事務所ニュース先月2021年８月号をご参照ください。

新型コロナウイルス感染症に係る労災給付、健康保険給付について（厚労省）

労災保険、健康保険の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した際の保険給付について、「新型コロナウイルスに関するQ&A（労働者の方向け）」「〃（企業の方向け）」から抜粋しました。

※設問の番号は本記事作成時に独自に振り直してあります。

Ｑ１．従業員が業務に関連して新型コロナウイルスに感染し、休業したときの労災保険給付等

Ａ１．業務に起因して感染したものと認められる場合、労災保険給付の対象となります。

感染経路が不明の場合であっても、感染リスクが高い業務※に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合は、保険給付の対象となります。

※複数の感染者が確認された労働環境下での業務・顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下の業務

また医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象となります。

このような業務上の新型コロナウイルス感染による休業については、休業４日目以降で賃金を受けていない日について、労災保険給付の休業補償給付・休業特別支援金として労働基準法上の平均賃金の80％が支給されます。

ただし、休業１～３日目の休業補償については労災保険からの給付がありません。このため、事業主は労働基準法の定めにより法定の平均賃金の60％を事業主が従業員に支払う義務が生じます（平均賃金の60％以上の賃金が支払われている場合は不要です）。

Ｑ２．従業員が業務に起因して感染し、ＰＣＲ検査で陽性となったが、医療機関への受診はなく、保健所の指示により自宅（ホテル）で療養した際の手続

Ａ２．当該療養期間について、やむを得ず発症から一度も医療期間を受診していない場合やＰＣＲ検査を実施したのみで診察を受けていないとの理由により、医師からの証明が得られない場合には、保健所から発行される「宿泊・自宅療養証明書」「就業制限通知書」「就業制限解除通知書」を休業補償給付請求書に添付して手続きをします。

Ｑ３．業務外で新型コロナウイルスに感染し、休業する場合、健康保険等の給付を受けられるか

Ａ３．他の疾病に罹患した場合と同様、職場で健康保険に加入している場合は、傷病手当金が受けられます。対象となる期間は「療養のために労務に服することができなくなった日から起算して３日を経過した日以降」で、給付額は「直近12カ月の平均の標準報酬日額の３分の２に相当する金額」です。

上記の「労務に服することができなかった期間」には自宅療養等の期間も含まれます。医療機関を受診できず、医師の意見書がない場合においても、事業主の証明書により、保険者により労務不能と認められる場合があります。

また被用者保険に加入していない場合、国民健康保険において、新型コロナウイルスに感染した被用者に傷病手当金を支給する場合があります。詳細は加入先の保険者にご確認ください。

©　しおざわ労働法務事務所　2021

特定社会保険労務士 しおざわ労働法務事務所
月刊　人事労務トピックス

発行者：しおざわ労働法務事務所　所在地:359-0038埼玉県所沢市北秋津708-84-302
電話: 04-2992-5113　ＦＡＸ: 050-3588-4582　メール：info@shiozawatoshiya.com
ホームページ：　https://shiozawatoshiya.com　（バックナンバーPDFを公開中です。）

新型コロナ関連休業による社会保険料の標準報酬月額の特例改定の延長（厚労省）

新型コロナウイルス感染症の影響により休業し、報酬が著しく下がったときの社会保険料の特例改定の制度が延長等されました。

どちらの制度も申請先は適用事業所を管轄する年金事務所で、申請期限は令和４年２月末必着となっています。

（1）新たに休業により報酬が低下した方の特例

令和３年８月から12月までの間に、新型コロナウイルス感染症の影響により休業し、報酬が著しく下がった被保険者の方が一定の条件を満たす場合、通常の随時改定（４ヶ月目に改定）によらず、特例により翌月から改定が可能です。

次のすべてに該当する方が対象です。

【対象となる方】

□ 新型コロナウイルス感染症の影響による休業（時間単位を含む）があったことにより、令和3年8月から令和3年12月までの間に、報酬が著しく低下した月が生じた方

□ 著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額（１か月分）が、既に設定されている標準報酬月額に比べて２等級以上下がった方

□ 本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している。

【対象となる保険料】

急減した月の翌月以降の保険料が対象になります。

【その他の条件など】

□ 急減月とその前２ケ月のいずれかで「賃金支払基礎日数」と「新型コロナウイルス感染症の影響により事業主から休業命令や自宅待機指示などによって休業となり無給だった日数」の合計が17日※未満の月がある場合、特例改定の対象外です。

※特定適用事業所等の短時間被保険者は11日間

（2）これまで特例改定を受けている方の特例

①「令和２年７月から令和３年６月までの間に同様の理由で特例改定を受けている方」と、②「令和２年８月に支払われた報酬にて令和２年度定時決定の保険者算定の特例を受けた方」について、次の条件を満たす場合、特例により、８月の報酬額で定時決定の保険者算定を受けられます。

【対象となる方】

□ 上記①②どちらかに該当する方

□ 令和３年７月までに休業が回復したことによる随時改定に該当していない方

□ 本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している。

【保険者算定の特例】

令和３年８月の報酬額をもとに定時決定されます。

（3）休業が回復した場合

（1）（2）の特例改定後、実際の報酬支払の日数が17日※以上となった月に受けた報酬額を基にした標準報酬月額が、特例改定による標準報酬月額に比べて２等級以上、上昇した場合には、その翌月から休業が回復した月における標準報酬月額に改定する必要があります。

※特定適用事業所等の短時間労働者は11日以上

10月以降の雇用調整助成金の特例措置等について　（厚労省）

新型コロナウイルス感染症に係る「雇用調整助成金」「緊急雇用安定助成金」「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」の特例措置については、５９月末までとしている現在の助成内容を１１月末まで継続することとする予定とのことです。

１２月以降の取扱いについては、感染が拡大している地域、特に業況が厳しい企業に配慮しつつ、雇用情報を見極めながら段階的に縮減してくこととし、10月中に改めて発表するとのことです。

今回の事務所ニュースは以上のとおりです。記事の内容など、詳細はお問い合わせください。（塩澤）

お問い合わせ先
04-2992-5113
しおざわ労働法務事務所

©　しおざわ労働法務事務所　2021